

# 平成 31 年度

## 山口市阿東地域簡易水道水質検査計画

山口市阿東簡易水道事務所では、市民の皆様により安心して水道水をご使用していただくために、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況及び浄水処理方法等について総合的に検討を行い、水質検査の「項目」「場所」「頻度」などをまとめた「平成 31 年度山口市阿東地域簡易水道水質検査計画」を策定いたしました。

本計画の内容、及びこれに基づいて実施した水質検査結果を皆様に公表し、水道水のさらなる信頼性の向上につなげることを目指します。

### <水質検査計画の内容>

1. 基本方針
2. 阿東地域簡易水道事業の概要
3. 水質の状況
4. 水質検査
5. 水質検査計画及び水質検査結果の公表の方法
6. 水質検査結果の評価に関する事項
7. 水質検査計画の見直しに関する事項
8. 関係者との連携

山口市阿東簡易水道事務所



## 1. 基本方針

我が国の水道は、水質、水量、事業営業の安定性などの面において、世界でも最も高い水準を実現している国の一つとなっています。この中で水質の面においては、「水道法(昭和 32 法律 177)」(以下「法」という。)に基づき水質基準<sup>1)</sup>が定められており、水道により供給される水(以下「水道水」という。)がこの水質基準に適合することは水質管理を行う上での基本となっています。

また、「水道法施行規則(昭和 32 厚令 45)」(以下「規則」という。)では、常に水質基準に適合した安心、安全な水道水を供給するために、「水質検査計画」を策定し、それに基づいた水質検査を実施することを定めています。

山口市阿東簡易水道事務所では、年度ごとに水質検査計画を策定し、この計画に基づく水質検査を実施します。さらに、住民の皆様に水質検査計画及び水質検査結果を公表することで、今後とも信頼される水道水を供給していくこととします。

## 2. 阿東地域簡易水道事業の概要

山口市阿東簡易水道事務所では、8つの簡易水道の11施設を管理し、水道水を供給しています。阿東地域簡易水道事業の概要は表1に示すとおりです。

表1 阿東地域簡易水道事業の概要

簡易水道名	浄水場の名称 (所在地)	水源の種別 (名称)	主な 浄水方法	主な 給水区域 (計画給水人口)	日最大 給水量 (m <sup>3</sup> /日)
嘉年 簡易水道	嘉年第1浄水場 (山口市阿東嘉年下字十草神 1883-1)	湧水 (第1水源)	塩素消毒	嘉年地区 (820人)	198
	嘉年第2浄水場 (山口市阿東嘉年上字伊賀山久保 2002-2)	深井戸 (第2水源)	急速ろ過 塩素消毒		
徳佐 簡易水道	徳佐第1浄水場 (山口市阿東徳佐上字亀山 1602-1)	深井戸 (第1水源)	急速ろ過 塩素消毒	徳佐地区 (2,270人)	1,171
	徳佐第2浄水場 (山口市阿東徳佐下字朝早 2093-10)	浅井戸 (第2水源、坂手水源)	急速ろ過 塩素消毒		
	徳佐第3浄水場 <sup>2)</sup> (山口市阿東徳佐中字前羽波 2735-1)	浅井戸 (第3水源)	急速ろ過 塩素消毒		
長門峡 簡易水道	長門峡浄水場 (山口市阿東生雲東分 105-27)	表流水 (長門峡水源)	緩速ろ過 塩素消毒	長門峡地区 (300人)	67.9
篠生 簡易水道	篠生浄水場 (山口市阿東生雲東分字松久保 1378-5)	浅井戸 (篠生水源・地福水源)	急速ろ過 塩素消毒	篠生・地福 地区 (2,980人)	686
生雲 簡易水道	生雲浄水場 (山口市阿東生雲中字大河内 167-6)	浅井戸 (生雲水源)	急速ろ過 塩素消毒	生雲地区 (479人)	313
赤松 簡易水道	赤松浄水場 (山口市阿東蔵目喜字白井谷 2978-8)	深井戸 (赤松水源)	塩素消毒	蔵目喜地区 (300人)	75
吉部野 簡易水道	吉部野浄水場 (山口市阿東嘉年下字森ノ下 3000-1)	深井戸 (吉部野水源)	塩素消毒	吉部野地区 (200人)	50
篠目 簡易水道	篠目浄水場 (山口市阿東篠目字赤坂 508-3)	浅井戸 (篠目水源)	急速ろ過 塩素消毒	篠目地区 (510人)	153

1) 「水質基準に関する省令(平成15厚労令101)」(以下「省令」という。)の表に掲げられた事項

2) 徳佐第3浄水場については平成29年度から供用開始

### 3. 水質の状況

山口市阿東簡易水道事務所では、適正に水道を管理することで常に安全な水道水を供給しています。水道を管理する上では、原水水質、浄水処理方法及び水源流域の特性を踏まえ、簡易水道ごとに表2の事項に留意しています。

表2 各簡易水道における留意事項(平成27年度12月～平成30年度11月の傾向)

簡易水道名	(給水系統)	留意すべき主な項目等	留意すべき項目の内容等
嘉年簡易水道	(第1浄水場系統)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/2を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
	(第2浄水場系統)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>フッ素及びその化合物</li> <li>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</li> <li>蒸発残留物</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/2を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
徳佐簡易水道	(第1浄水場系統)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
	(第2浄水場系統)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>鉄及びその化合物</li> <li>マンガン及びその化合物</li> <li>色度</li> <li>濁度</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で高い(浄水処理過程で除去)</li> <li>原水で高い(浄水処理過程で除去)</li> <li>原水で基準値を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/2を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
	(第3浄水場系統) <sup>3)</sup> ※平成29年度からの傾向	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄及びその化合物</li> <li>マンガン及びその化合物</li> <li>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</li> <li>色度</li> <li>濁度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値を超過事例があり</li> <li>原水で基準値を超過事例があり</li> </ul>
長門峡簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>ジエオスミン等のかび臭物質</li> <li>色度</li> <li>濁度</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水が表流水のため検出のおそれあり</li> <li>原水で基準値を超過事例があり</li> <li>原水で基準値を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
篠生簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</li> <li>色度</li> <li>濁度</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/2を超過事例があり</li> <li>原水で基準値の1/2を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
生雲簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/5を超過事例があり</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
赤松簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> <li>蒸発残留物</li> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で基準値の1/2を超過</li> <li>原水で基準値の1/5を超過</li> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
吉部野簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>クリプトスポリジウム等関連項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で指標菌の検出事例があり</li> </ul>
篠目簡易水道		<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒ素及びその化合物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水で高い(浄水処理過程で除去)</li> </ul>

3) 徳佐第3浄水場については平成29年度から供用開始していることから、供給開始から3年間は全ての項目について傾向を確認していく必要がある。

## 4. 水質検査

### 4.1 水質検査の概要

水質検査の内容については「法」及び「規則」等で示されています。これらの法令に基づき、山口市阿東簡易水道事務所では以下の水質検査を実施します。

- ① 定期の水質検査
- ② 臨時の水質検査
- ③ 水質管理目標設定項目検査
- ④ 水源の原水水質検査
- ⑤ クリプトスポリジウム等に関連した検査

### 4.2 定期の水質検査

#### (1) 検査の概要

水道水の水質検査は「法」で義務づけられており、毎日の検査(毎日検査)と水質基準項目の検査(定期の水質検査)に区分されています。これらの検査は、配水管の管末などの水が停滞しやすい場所で行うこととされています。

#### (2) 検査地点

検査地点は表3のとおりとします。

表3 毎日検査及び定期の水質検査の検査地点

簡易水道名(給水系統)	検査地点名(場所)
嘉年簡易水道	(第1浄水場系統) 嘉年第1浄水 (嘉年下)
	(第2浄水場系統) 嘉年第2浄水 (嘉年上)
徳佐簡易水道	(第1浄水場系統) 徳佐第1浄水 (徳佐中)
	(第2浄水場系統) 徳佐第2浄水 (徳佐中)
	坂手浄水 (徳佐中)
(第3浄水場系統)	徳佐第2浄水 (徳佐中)
長門峡簡易水道	長門峡浄水 (生雲東分)
篠生簡易水道	篠生浄水 (生雲東分)
	※毎日検査は上記に加え地福上・地福下 地福浄水 (地福上)
生雲簡易水道	生雲浄水 (生雲中)
赤松簡易水道	赤松浄水 (蔵目喜)
吉部野簡易水道	吉部野浄水 (嘉年下)
篠目簡易水道	篠目浄水 (篠目)

### (3) 検査項目及び検査回数

#### ① 毎日検査

「規則」に基づき、「色」「濁り」及び「消毒の残留効果(遊離残留塩素濃度)」についての検査を1日1回以上行います。

#### ② 定期の水質検査

「規則」に基づき、検査項目及び検査回数は過去3年間の水質検査結果の最高値(別表1参照)等をもとに設定し、その内容は巻末の別表2のとおりとします。

## 4.3 臨時の水質検査

### (1) 検査の概要

臨時の水質検査とは、次のような状況に陥り、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に行うこととされている検査です。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理の過程で異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

#### 4.4 水質管理目標設定項目検査

##### (1) 検査の概要

水質管理目標設定項目検査は、「法」で義務づけられた検査ではありません。しかし、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15 健水発 1010001）」（以下「課長通知」という）で実施することが望ましいとされている検査です。

山口市阿東簡易水道事務所では、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目のうち18項目の検査を実施します。

##### (2) 検査地点

検査地点は表 3 のとおり毎日検査及び定期の水質検査と同じ地点とします。

##### (3) 検査項目及び検査回数

検査項目及びその検査回数は巻末の別表 3 のとおりとします。なお、過去3年間の水質検査結果の最高値は別表 4 のとおりです。

#### 4.5 水源の原水水質検査

##### (1) 検査の概要

水源における原水水質検査（以下「原水検査」という。）は、「法」で義務づけられた検査ではありません。しかし安全な水道水を供給するために「課長通知」で実施することが望ましいとされている検査です。

山口市阿東簡易水道事務所では、これに基づき原水検査を実施し、水源の水質を把握することとします。

## (2) 検査地点

検査地点は表 4 に示す各簡易水道施設の水源とします。

表 4 原水検査の検査地点

簡易水道名（給水系統）		検査地点名（場所）	
嘉年簡易水道	(第 1 浄水場系統)	嘉年第 1 原水	(嘉年第 1 水源湧水取水施設)
	(第 2 浄水場系統)	嘉年第 2 原水	(嘉年第 2 浄水場取水井)
徳佐簡易水道	(第 1 浄水場系統)	徳佐第 1 原水	(徳佐第 1 浄水場取水井)
	(第 2 浄水場系統)	徳佐第 2 原水	(徳佐第 2 浄水場取水井)
		坂手原水	(坂手補水ポンプ場取水井)
(第 3 浄水場系統)	徳佐第 3 原水	(徳佐第 3 浄水場取水井)	
長門峡簡易水道		長門峡原水	(長門峡水源表流水取水施設)
篠生簡易水道		篠生原水	(篠生浄水場取水井)
		地福原水	(地福補水ポンプ場取水井)
生雲簡易水道		生雲原水	(生雲浄水場取水井)
赤松簡易水道		赤松原水	(赤松浄水場取水井)
吉部野簡易水道		吉部野原水	(吉部野浄水場取水井)
篠目簡易水道		篠目原水	(篠目浄水場取水井)

## (3) 検査項目及び検査回数

検査項目及びその検査回数は巻末の別表 2 のとおりとします。

## 4.6 クリプトスポリジウム等に関連した検査

### (1) 検査の概要

クリプトスポリジウム等に関連した検査は、「クリプトスポリジウム等」が水道水を介した集団感染を引き起こすおそれのある病原生物であることから、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について(平成 19 健水発 0330005)」で実施が求められている検査です。

山口市阿東簡易水道事務所では、これに基づきクリプトスポリジウム等に関連した検査を実施します。

### (2) 検査地点

検査地点は表 4 のとおり原水水質検査と同じ地点とします。

### (3) 検査項目及び検査回数

検査項目及びその検査回数は、巻末の別表 2 のとおりとします。



## 4.7 水質検査の実施方法

### (1) 水質検査の方法

水質検査は表 5 に示す方法で実施します。

表 5 水質検査の方法

検査の区分		項目等	検査方法
定期の水質検査	毎日検査	色及び濁り	・目視
		消毒の残留効果 (遊離残留塩素)	・水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 厚労告 318)
	水質基準項目検査	水質基準項目	・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 厚労告 261)
臨時の水質検査			
水質管理目標設定項目検査		水質管理目標設定項目	・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 厚労告 261) ・水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について (平成 15 建水発 1010001)
クリプトスポリジウム等に 関連した検査		クリプトスポリジウム等 及び指標菌	・水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について(平成 19 健水発 0330006)

※臨時の水質検査等で上記以外の項目を検査する場合には「上水試験方法(2011 年版)」等により実施します。

### (2) 水質検査の自己/委託の区分

毎日検査は、自己検査により実施します。毎日検査以外の水質検査については、厚生労働省登録検査機関に外部委託します。

なお、原則として検査に用いる試料の採取は、山口市阿東簡易水道事務所が行い、採取した試料の運搬は外部委託する検査機関が行うこととします。また、運搬に際しては試料をクーラーボックス等で氷冷し、速やかに検査施設(外部委託する検査機関の検査施設)に運搬することとします。

## 4.8 水質検査の精度及び信頼性確保

### (1) 水質検査の精度

水質検査を外部委託する機関に対しては、以下の精度を求めます。

原則として基準値及び目標値の 10 分の 1 の濃度を定量下限値とし、その付近の測定において、金属類では変動係数 (CV 値) が 10 パーセント以下、有機物では 20 パーセント以下になるよう精度を管理して水質検査を行うこと。

### (2) 信頼性の確保

外部委託する水質検査の精度については、その関連資料を提出させるとともに、山口県水道水外部精度管理連絡協議会や厚生労働省が行う外部精度管理の結果についても確認することとします。

## 5. 水質検査計画及び水質検査結果の公表の方法

水質検査計画及び水質検査結果は、山口市阿東簡易水道事務所窓口で閲覧できます。

## 6. 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果が水質基準値を超過した場合には、直ちに原因究明を行い、安全な水道水を供給するために、「課長通知」に基づき、必要な対策を講じることとしています。

また、水質検査結果が水質基準値を超過していなくても、過去の水質検査結果と照らし合わせて異常が認められた場合には、必要に応じた対策を講じることとしています。

## 7. 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画は、毎回の水質検査の結果や皆様方からのご意見、さらには過去3年間の水質検査結果及び国又は県からの助言、指導をもとに年度ごとに見直し、作成します。

## 8. 関係者との連携

水源で水質汚染事故が発生した場合、厚生労働省の「飲料水健康危機管理実施要領」及び「山口県飲料水健康危機管理対策要綱」に基づき、厚生労働省、県の関係機関、市の関係部署、警察、消防等と情報交換をはかりながら、現地調査や対策などを行っていきます。

この検査計画に関するご意見、お問合せは山口市阿東簡易水道事務所へお願いします。

電話：083-956-0981 FAX：083-956-0155

e-mail：[at-kani@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:at-kani@city.yamaguchi.lg.jp)





別表3 平成31年度 水質管理目標設定項目検査の検査項目、回数及び地点

番号	簡易水道名		嘉年簡易水道		徳佐簡易水道			長門峡簡易水道	篠生簡易水道		生雲簡易水道	赤松簡易水道	吉部野簡易水道	篠目簡易水道
	検査地点の場所		嘉年第1浄水	嘉年第2浄水	徳佐第1浄水	徳佐第2浄水	坂手浄水	長門峡浄水	篠生浄水	地福浄水	生雲浄水	赤松浄水	吉部野浄水	篠目浄水
目1	アンチモン及びその化合物		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目2	ウラン及びその化合物		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目3	ニッケル及びその化合物		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目5	1,2-ジクロロエタン <sup>1)</sup>		2	2	2	2	2	-	2	2	2	2	2	2
目8	トルエン <sup>1)</sup>		2	2	2	2	2	-	2	2	2	2	2	2
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目10	亜塩素酸 <sup>2)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目12	二酸化塩素 <sup>2)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目13	ジクロロアセトニトリル		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目14	抱水クロラール		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目15	農薬類 (散布時期に1回実施)	農65	チオベンカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		農88	ブタクロール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		農92	プレチラクロール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		農98	ブロモブチド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		農118	メフェナセット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
目16	残留塩素 <sup>3)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) <sup>4)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目18	マンガン及びその化合物 <sup>5)</sup>		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目19	遊離炭酸		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目20	1,1,1-トリクロロエタン		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目21	メチル-tert-ブチルエーテル		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目23	臭気強度(TON) <sup>6)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目24	蒸発残留物 <sup>4)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目25	濁度 <sup>4)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目26	pH値 <sup>4)</sup>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目27	腐食性(ランゲリア指数)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目28	従属栄養細菌		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目29	1,1-ジクロロエチレン		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
目30	アルミニウム及びその化合物 <sup>7)</sup>		-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	2

1) 水源が地下水である簡易水道で検査を行います。

2) 消毒剤に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

3) 毎日検査において検査を行っている項目であるため、検査を行いません。

4) 水質基準項目検査において検査を行っている項目であるため、検査を行いません。

5) 水質基準項目検査において検査を行っている項目ですが、その報告下限値が目標値の10分の1以上の項目です。この項目については、水質管理目標設定項目検査としても検査を行います。

6) 水質基準項目検査において1か月に1回「臭気」の検査を行っており、過去3年間の検査結果がすべて無臭であったことから検査を行いません。

7) 水質基準項目検査において検査を行っている項目ですが、その報告下限値が目標値の10分の1以上の項目です。この項目については、浄水工程で凝集剤に「ポリ塩化アルミニウム」を使用している簡易水道でのみ検査を行います。

※「目」は水質管理目標設定項目(うち「農」は農薬類)を表す。

別表4 過去3年間における浄水の水質管理目標設定項目検査結果の最高値(平成28年度～平成30年度)

番号	簡易水道名		嘉年簡易水道		徳佐簡易水道			長門峡簡易水道	篠生簡易水道		生雲簡易水道	赤松簡易水道	吉部野簡易水道	篠目簡易水道	目標値	
	検査地点の場所	項目(単位)	嘉年第1浄水	嘉年第2浄水	徳佐第1浄水	徳佐第2浄水	坂手浄水	長門峡浄水	篠生浄水	地福浄水	生雲浄水	赤松浄水	吉部野浄水	篠目浄水		
目1	アンチモン及びその化合物 (mg/L)		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下	
目2	ウラン及びその化合物 (mg/L)		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下(暫定)	
目3	ニッケル及びその化合物 (mg/L)		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.02以下	
目5	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下	
目8	トルエン (mg/L)		0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.4以下	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (mg/L)		0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	
目13	ジクロロアセトニトリル (mg/L)		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下(暫定)	
目14	抱水クロラール (mg/L)		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下(暫定)	
目15	農薬類	検出値の和 (mg/L)		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	検出値と目標値の比の和として 1以下	
		農65	チオベンカルブ (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満
		農88	ブタクロール (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満
		農92	プレチラクロール (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満
		農98	プロモブチド (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.001未満
農118	メフェナセット (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		
目18	マンガン及びその化合物 (mg/L)		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	
目19	遊離炭酸 (mg/L)		13.4	2.5	10.3	18.8	14.7	1.7	20.6	46.9	13.9	2.6	10.0	4.4	20以下	
目20	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.3以下	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル (mg/L)		0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) (mg/L)		0.4	0.2未満	0.4	0.7	0.2	1.3	0.6	0.6	0.4	0.2	0.5	0.2未満	3以下	
目27	腐食性(ランゲリア指数) (—)		-2.0	-0.7	-3.3	-2.1	-3.8	-2.9	-2.6	-2.6	-2.8	-0.7	-1.9	-1.7	-1程度以上とし、極力0に近づける	
目28	従属栄養細菌 (個/mL)		56	3	1	10	14	1	2	55	6	4	2	2	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	
目29	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	
目30	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.02	-	-	-	-	0.02	0.1以下	

※「目」は水質管理目標設定項目(うち「農」は農薬類)を表す。

※赤字は目標値に適合していない結果を示す。

